(本號十圓)　(明治三十年三月廿一日　郵便報知新聞第三種郵便物認可)　明治二十七年三月二十七日　第三千九百二十六號　(定價金二錢五厘)

時事新報

時事新報は全國中紙面の華も廣き新聞紙なり　時事新報には毎親詳細なる商況物價の報告あり

明治廿七年三月廿七日　火曜日
為暦甲午二月廿一日　(戊、辰)
日出午前五時三十七分　日入午後六時十八分
月出午前八時二十九分　月入午前十一時五十三分
諸潮　午前八時二十三分　午後八時四十九分
(西暦一千八百九十四年)　年始より年末まで　二百七十九日

名家洋畫十二ヶ月

近來西洋の畫を學ぶ者寡からず其道に達し其技に熟し頗る見るべきの作ありと雖も世人普く此美術の進歩如何を知らず斯道の爲め人々の遺憾とする所なり由て時事新報社は此美術の進歩を廣く世人に紹介し且つ其奬勵の一端に供せんが爲め今般

東京府下の十二名家

を撰び之に十二箇月を割當て其長する所に從て毎月其月に因める洋畫の揮毫を請ひ之を美麗なる彩色石版刷に附し毎月初旬時事新報の附錄として平生の愛讀者に配布する事と爲し來る四月を以て始め來年三月に至りて終る此十二箇月の洋畫、孰れも名家の手に成りたるものなれば四季折々に室内の裝飾として大に讀者の心目を樂しめ且つ我國此美術の進歩を察するの具たるべし

來る四月五日第一附錄

十二名家の揮毫を石版に印刷し毎月附錄として時事新報の愛讀者に配布する其第一回は來る四月五日を以てすべし其畫題並に畫家は

櫻狩　淺井忠氏

にして春風駘蕩の好時節、此畫に對すれば身は忽ち百花爛漫の中に入りて魂飛び魄散るの想ひあるべし當日の新報、臨時の購讀者よりは定價五錢（東京市外は此外に郵税壹錢）を申受く可し又當日臨時に紙數を增刷するを以て廣告は來る四月三日迄に申込まるべし

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價（席料通送には此他後に掲ぐる賃料を要す）

一號　貳錢五厘○一箇月　前金五拾錢○三箇月　前金壹圓四拾五錢○六箇月　前金貳圓八拾五錢○一箇年　前金五圓六拾錢（月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ）

前金　一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て還戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て清定する事を御承知被下度候

時事新報通送料

一　日本國内並に朝鮮國京城仁川、釜山、元山津　一箇月　金拾三錢

二　清國米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一箇月　金六拾錢

三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸島　一箇月　金壹拾錢

四　雪梁を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸島、濠洲　一箇月　金六拾五錢

五　歐羅巴諸國、埃及、土耳古、波斯諸國　一箇月　金三拾五錢

時事新報廣告料（賃貸）

	一日以上	七日以上
一行　一箇月	十三錢	十一錢

廣告料定價　時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる筈なれども取次人の内には往々定價以下に引受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絶する事もあるべき旨謹而諸君に公告す

本社（寄稿に付東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに往々違ひを生じたる場合も寡からされば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報社に進したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報

水害補助費の支出

政府は和歌山縣外五縣の水害補助費として國庫剩餘金より前後凡そ六百萬圓足らずの金額を支出したり剩餘金の支出に就ては例の如く違意云々の反對說もある樣子なれども其說は姑く擱き我輩の敢て聞かんとする所のものは此補助の金額は果して水害の實際に照らして適當なるや否やの事實に在り抑も昨年夏秋の候に際して右の六縣下に洪水海嘯の災ありたるは事實にして之が爲めに堤防道路等の破壞したるも事實なり其損害果して非常にして地方人民の力にては實際復舊の工事に堪へざるの事情ありとせんか其儘に捨置て又もや再度の天災もあらんには如何人に對して補助を求むるの權利はなき筈なるに然るに斯る損害は申すまでもなく結局、國の損失に歸する次第なれば國庫の金を出して其修築を補助するは素より至當の事にして我輩に於ても異議なき所なれども從來地方の復舊工事に就ては往々にして奇怪の沙汰を耳にするみと少なからず本來國庫金の補助は人民の力に堪へざる工事の費用を助けて其損害を舊に復せしむるまでの爲めに外ならざるに然るに實際に於ては單に復舊のみに止まらず其損害は全く復して半點の痕迹を留めざる儀は其上に餘々に利する所少なからずして災後の人民の遺に有益を感ずるが如き奇談もなきに非ず即ち岐阜震災後の始末の如き其一例として見る可き者なり天災の大にして國損に歸す可きものは國費を支出して其復舊を助るみと素より至當なれども更に人民の一身上より見るときは天變地異は不慮の災厄にして時としては之が爲めに財産を損するのみならず或は生命さへも失ふの場合なきに非ず餘々の不幸にして實は訴ふるに處なき者なれども幸にも一般社會は他の不幸を夢視せずして之を救くるに急なり即ち同胞相憐の情にして彼の義捐金の如き取りも直さず社會の同胞が銘々に拔出したる其錢を集めて救助の用に供するものなれば之を見る者に於ては兎に角に目下の不幸を免るれば難有仕合なりとして深く感ぜざるに能はず自然の不幸を奇貨として自から利せんとするが如きは同胞の情に對して相濟さざる次第なりと云ふ可し左れば一般人民の信用を負ふて財政の局に當る者は國庫の金を支出するに就て此邊の注意を密にす可きみと勿論なれども今回の支出に就て果して斯る不都合を認めざるや否や我輩の聞かんと欲する所なり風聞の傳ふる所に據れば今度の補助を得たる或地方の如きは復舊の工費と稱して最初は三十萬圓の請求を爲したるに實地取調の上、其三十分の一即ち三萬圓以内にて充分なるの事實を發見し人民もまた之にて承知したりと云ふ三十萬圓を三萬圓に減じて遂支なきものならば三千圓にても又は三百圓にても差支なきのみか或は全く補助せずして可なりしやも知る可らず恰も商賣の掛引と同樣にして時に之を許すれば俗に云ふペテン師の掛直と云ふも可なり請求者の不埒は申すまでもなく之に應ずる責任者の國庫金を支出するの亂暴としては見る可らざるが如し尚は一歩を進めて更に甚だしき事實を擧ぐれば人民が私に開きたる海濱新開地の堤防を修築するに護岸堤防の名義を以て補助費を給したるの例さへもなきに非ずと云ふ世人の知る如く中國もしくは九州の地方にては海岸埋浸の場所を石垣にて圍ひ込みたる新開地少なからず其初め人民が此地を開くに當りての計畫は全く自利の一點にして新開の許可を得れば數年期は若干年にして熟田と爲すときは若干の收益ある可しとの計算を立ていよ〳〵資本を下して着手するみとなれども其資本とは即ち風濤を防ぐ爲め石垣を築くの費用にして資本を惜まずして堤防を堅牢にするときは永年の間、不時の天災を免るゝことを得べしと雖も斯くては收支相償はざるが故に利益相應の資本を下すみとにして其堤防の風濤に堪へざるは本來の計畫に於て然るものなり即ち最初より私利一偏にして護岸なるの意味は高々あるみとなし昨年の海嘯にて此種の新開地に害を蒙りたる處多きよしなれども其損害は設計者の初めより期したるものにして企業の失敗に外ならざれば何人に對しても補助を求むるの權利はなき筈なるに然るに斯る損害に護岸堤防の名義を濫用して國庫よりの支出を受けたるものありと云ふ果して然らば海岸の地に新造所を建築して風濤の爲めに損害されたるが如きも全く同一の場合なれば等しく補助を與へざるを得ず不都合千萬なりと云ふ可し當局者は國庫金を支出するに當りて斯る事實を認めざるや否や慎みて支出したりと云ふも不明の譏を免る可らず若しも認めながら支出したりとならば之を目して國庫金を濫出したるものと云はざるを得ず我輩の敢て聞かんと欲するも所なり　（以下次號）

官報

○勅令

朕郵便及電信局官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十七年三月二十四日

内閣總理大臣　伯爵伊藤博文
逓信大臣　伯爵榎田清藏

勅令第二十七號

郵便及電信局官制中左ノ通改正ス

第十五條中「千八百一人」ヲ「千八百四十五人」ニ改ム

第十六條中「八十五人」ヲ「九十五人」ニ改ム

第十七條中「二千九百七十一人」ヲ「三千百十一人」ニ改ム

附則

本令ハ明治二十八年三月一日ヨリ施行ス

勅令第二十八號

郵便爲替貯金管掌第七條中「五百一」

附則

本令ハ明治二十八年三月一日ヨリ施行ス

勅令第二十七號廢止

第十五條　電報交換局官制

第十六條　電信局官制

第十七條　郵便局官制

廢郵便爲替貯金管掌第七條中「五百一」ヲ「一千」ニ改ム